

平成25年9月5日

AFTC INFORMATION

走行距離について不当表示を行った 非会員事業者に対し、消費者庁が措置命令

消費者庁は、平成25年8月29日付で、「走行距離」に関する不当表示を行った公取協非会員事業者に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf>

<違反事実の概要>

■事業者名 有限会社ビートレード

（北海道：代表者 取締役 早坂 健）

■違反事実 中古車情報誌に広告掲載していた中古自動車のうち、

- ① 1台の中古自動車について、走行距離の逆転が判明した車両（改ざん歴車）であるにもかかわらず、実際の走行距離数であるかのように表示
- ② 13台の中古自動車について、「マイル」表示の走行距離数を「K（キロメートル）」表示することにより、実際のものよりも過少に表示
例）実際の走行距離数 20,499マイル（約32,798Km）
⇒ 中古車情報誌に表示された走行距離数 2.1万K

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112